

# 地域づくりネットワークもりおか規約

## (設立)

### 第1条

盛岡地方振興局管内の自主的・主体的な地域づくりのための活動、研修等を行う民間団体等(以下「地域づくり団体」という。)相互の連携を図りながら、地域づくり活動に関する情報の収集及び提供を行うとともに、地域づくり団体相互の交流を促進して、地域づくりへの取り組みを推進するため、地域づくりネットワークもりおか(以下「協議会」という。)を設置する。

## (事業)

### 第2条

協議会は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 地域づくり活動の交流促進に関する事業
2. 地域づくりに関する情報提供
3. その他地域づくりの推進上必要な事業

## (構成)

### 第3条

協議会は次の会員及び準会員で構成する。

1. 会員は当協議会の趣旨に賛同する盛岡地方振興局管内の地域づくり団体及び個人とする。
2. 準会員は、盛岡地方振興局管内の市町村及び盛岡地方振興局とする。

## (入退会)

### 第4条

入退会は次によるものとする。

2 入会は入会届を事務局に提出し、受理をもって入会とする。

3 退会は次の場合に該当する場合、事務局に退会届を提出若しくは口頭による申し出をもって退会とする。

1. 活動できなくなった場合
2. その他の理由により協議会への参加ができなくなった場合

4 特別な理由なく、会費を2年以上納入しなかった場合、自然退会とみなす。

## (経費)

### 第5条

協議会の経費は、会費、補助金、広告収入、その他をもって充てる。

## (役員)

### 第6条

協議会には次の役員を置く。

会長1名  
副会長2名  
幹事7名以内

**監事2名**

2 役員は会員の中から選任する。

3 役員の職務は、次のとおりとする。

1. 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定める手順により、その職務を代理する。
3. 幹事は、会務を執行する。
4. 監事は、協議会の会務及び会計を監査する。

4 役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

5 欠員が生じた場合における補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

**(運営委員会)****第7条**

協議会には、運営委員会を置く。

2 運営委員会では、次の検討を行う。

1. 協議会の運営に関すること。
2. 協議会の事業の検討及び執行に関すること。
3. その他協議会に関する必要な事項。

3 運営委員会は、役員及び準会員をもって構成する。

4 運営委員会に委員長を置き、会長をもって充てる。

**(会議)****第8条**

総会及び運営委員会は、必要の都度会長が招集する。

**(総会)****第9条**

協議会の総会は、会員をもって構成する。

2 総会は、毎年1回会長の招集によって開催する。ただし、会長が必要であると認めるときは臨時に開催することができる。

3 総会の議長は、総会においてその都度選出する。

4 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 総会は次の各号に掲げる次項を決定する。

1. 事業計画に関すること。
2. 予算の議決及び決算の承認に関すること。
3. 規約の改廃に関すること。
4. 役員の選出に関すること。
5. 前各号に定めるものほか特に重要なこと。

(事務局)

第10条

協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に事務局長を置くこととし、会長が会員の中から選任する。

(会費)

第11条

協議会の会費は、団体会員においては年額3,000円、個人会員においては年額2,000円とする。

(会計年度)

第12条

本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとするただし、翌年度の予算が決定するまでの間に発生する収入及び支出については、運営委員会の承認を受けて執行することができる。

(その他)

第13条

この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規約は平成9年7月30日から施行する。

平成10年5月28日一部改正

平成11年6月18日一部改正

平成12年6月20日一部改正

平成18年6月27日一部改正

平成19年6月13日一部改正